

木更津市地域防災計画改訂の概要

令和元年 8 月

1. 趣旨

木更津市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、木更津市地域を所管する行政機関、公共機関、公的な団体等で構成する木更津市防災会議が策定する計画です。地震・津波、風水害及び大規模な事故災害から、木更津市民等の生命と財産を守るため、平時の予防対策、災害時の応急対応及び復旧活動等を定めています。

2. 改訂の背景・目的

現行の木更津市地域防災計画は、災害対策基本法や国の防災基本計画の修正のほか、上位計画である千葉県地域防災計画の修正、熊本地震等の大規模災害の教訓を踏まえて平成 30 年度に改訂したものです。

今回、木更津市業務継続計画^{*1}策定による勤務時間外の初動体制、平成 30 年 7 月豪雨後に防災重点ため池の再選定が行われたことによる地域防災計画への位置づけ等の改定を行います。

3. 修正内容

①勤務時間外の初動体制<地震・津波編>

勤務時間外に震度 5 強以上の地震が発生し、市内各所で甚大な被害が発生した場合の初動体制を以下のとおり改訂しました。

旧	新
直ちに勤務地へ登庁すべき職員を除くすべての職員はあらかじめ定められた勤務地中途直近の公民館に一旦集合し、緊急対策班を組織する。	あらかじめ定められた職員については、各避難所に一旦集合し、緊急対策班を組織する。その他の職員については、災害発生後、速やかに勤務地に集合する。

②防災重点ため池<地震・津波編、風水害編>

下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけました。

(根拠法令：農業用ため池の管理及び保全に関する法律)

③その他の修正

<地震・津波編>

- ・遺体の火葬について、火葬場の名称を追加しました。

<資料編>

- ・災害用井戸について、「木更津市災害用井戸要綱」を追加しました。
- ・避難所・一時避難場所について修正を行いました。

※1 木更津市業務継続計画

大規模災害発生時に通常業務災害応急対策業務や継続性の高い通常業務を特定するとともに、当該業務を継続するにあたって必要な資源の確保・配分、執行体制や対応手順の方法等を定める等の必要な措置を講じることにより、大規模災害発生時にも適切かつ迅速な業務執行を行うための事前対策として本計画を令和元年6月に策定。